

室蘭基署発 0803 第 4 号
平成 29 年 8 月 3 日

室蘭労働基準協会長 殿

室蘭労働基準監督署長



小売業の労働災害防止について

労働基準行政の推進につきましては、平素より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、北海道労働局では、第 12 次労働災害防止計画（平成 25 年～29 年度）に基づき計画期間の 5 年間で平成 24 年と比較して平成 29 年までに、死亡者の数を 20%以上減少させ、また、休業 4 日以上之死傷者の数を 15%以上減少させることを目標として取組を推進しております。

当署においても第 12 次労働災害防止計画に基づき災害防止の取組を推進しているところですが、小売業の休業 4 日以上之労働災害の発生状況は、平成 26 年は 29 件、平成 27 年は 30 件、平成 28 年は 26 件と増減を繰り返しているところです。

つきましては、第 12 次労働災害防止計画の目標達成に向け、貴協会の会員事業場の皆様に、別添災害統計及びリーフレットを活用し、労働災害の防止を推進するよう周知方御配慮をお願いいたします。

室 蘭 労 働 基 準 監 督 署
第 2 方 面 ・ 第 3 方 面

〒051-0023

室蘭市入江町 1 番地 1 3

室蘭地方合同庁舎

TEL : 0 1 4 3 - 2 3 - 6 1 3 1

FAX : 0 1 4 3 - 2 2 - 5 2 1 3

第三次産業の労働災害を防止しよう



STOP!労働災害

北海道労働局では、第12次労働災害防止計画（平成25年～29年度）に基づき、計画期間の5年間で平成24年と比較して平成29年までに

◆死亡災害の撲滅を目指して死亡者の数を20%以上減少させる

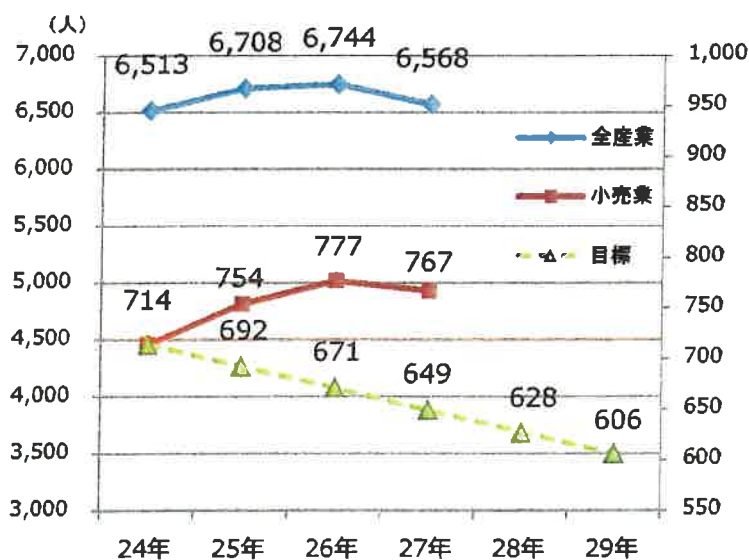
◆休業4日以上の死傷者の数を15%以上減少させる

ことを目標として取組を進めています。

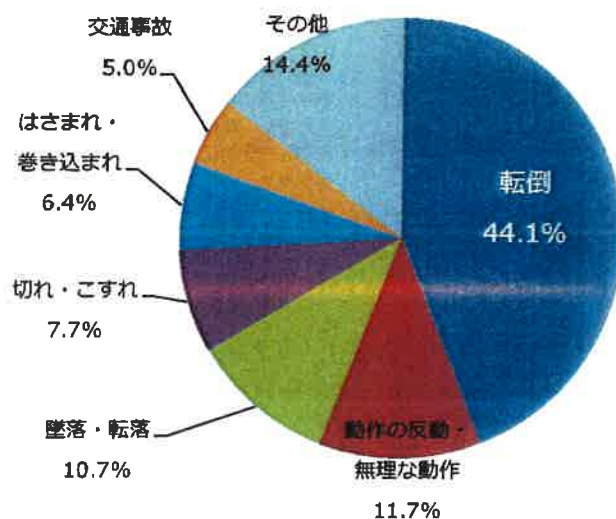
第三次産業のうち小売業の労働災害による死傷者数は近年増加傾向にあり、平成27年は767人と平成27年の目標を大幅に上回っています。（図1）

小売業では、転倒災害（44.1%）が最も多く、次いで動作の反動・無理な動作（11.7%）、墜落・転落（10.7%）となっていますが（図2）、目標の達成のため、残り2年間は下記の実施に加えて、最も多い転倒災害にかかる防止対策を重点に取り組む必要があります。

死傷者数の推移（図1）
（平成24～27年、休業4日以上）



小売業、事故の型別労働災害発生状況（図2）
（平成25～27年、休業4日以上、計2,298人）



〔小売業における主な労働災害防止の取組〕

- ① 安全衛生管理体制の整備（ガイドラインに基づく安全推進者の選任等）
- ② 安全衛生教育による、4S活動、（整理、整頓、清掃、清潔）、危険予知活動、見える化の促進
- ③ パート・派遣労働者等の非正規労働者に対する、雇入時の安全衛生教育の確実な実施
- ④ 転倒災害防止対策の推進（重点）



安全衛生管理体制の整備

事業場規模別安全衛生管理体制

◆ 各種の管理者を選任しましょう。

- ① 衛生管理者：労働者数50人以上
 - ② 産業医：労働者50人以上
 - ③ 衛生推進者：労働者数10人以上50人未満
 - ④ 安全推進者：労働者10人以上
- (※2「安全推進者の配置等の係るガイドライン」による)

◆ 労働者から意見を聴くための委員会等を設置しましょう。

- ① 衛生委員会：労働者数50人以上
- ② 安全衛生懇談会等：①以外の事業場
- ③ 安全衛生委員会等の記録の保存、議事内容の労働者への周知

【安全推進者の職務】

- ・ 職場環境、作業方法の改善に関すること
- ・ 安全意識の啓発、安全教育に関すること
- ・ 関係行政機関への安全についての各種報告、届出などに関すること

労働者数 (元労働者)	業種 (元労働者)	体制
50~999人	小売業 (10人以上の各種食品小売業(専業・兼業)・ 燃料小売業(専業・兼業)・小売業(小売業)) (労働安全衛生法施行令第2条第2号の業種)	
10~49人	事業者	
1~9人	事業者	

安全衛生推進者※2



※1 各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業(労働安全衛生法施行令第2条第2号の業種)では、10人以上49人以下は衛生推進者、安全推進者にかえて「安全衛生推進者」、50人以上は安全推進者にかえて「安全管理者」の選任が必要です。また、100人以上は衛生委員会に加えて「安全委員会」の設置が必要です。

※2 安全推進者の要件

安全推進者は、職場内の整理整頓(4S活動)、交通事故防止等、業種の別に関わりなく事業所内で一般的に取り組まれている安全活動に従事した経験を有する者のうちから配置するものとする。
 なお、常時使用する労働者が50人を超える事業場や労働災害を繰り返し発生させた事業場については、安全に対する知見を少しでも多く有する者を配置する観点から、以下の者を配置することが望ましい。

ア 安全衛生推進者の資格を有する者(安全衛生推進者養成講習修了者、大学を卒業後1年以上安全衛生の実務を経験した者、5年以上安全衛生の実務を経験した者等)

イ アと同等以上の能力を有すると認められる者(労働安全コンサルタントの資格を有する者、安全管理士の資格を有する者又は安全管理者の資格を有する者)

転倒災害防止対策

転倒災害の多くは、通路や作業場でのつまづき、滑りやすい状態で発生しています。物の整理整頓・清掃の不備や不安全な履物の着用、冬季間の凍結が主な原因です。通路等の整備や適切な履物の選定、安全教育を行いましょう。北海道では12月から3月の冬季間に多く発生しています。



つまづき、滑りによる転倒防止対策(例)

- ・ 出入口などの滑りやすい場所は滑り止めの措置をとる
- ・ 段差をできるだけなくするか、段差のある場所には「足元注意」の表示をする
- ・ 床の油污れや冷凍庫内の床の氷は取り除く
- ・ 通路には物を置かない、物をはみ出させない
- ・ 専用の滑りにくい履物を履く、靴の踵を踏まない
- ・ 走らない、ポケットに手を入れたままで歩かない
- ・ 通路などの床面が水などで濡れているのを見つけたらすぐに拭く、濡れたままにしておかない

冬季間の転倒防止対策(例)

- ・ 滑り易い場所を確認し、「危険マップ」を作成する等により労働者に周知すること
- ・ 靴は保温性が高く、かつ、滑りにくいものを使用すること。
- ・ 小さな歩幅で靴の裏全体をつけ、「急がずゆっくり」歩くこと
- ・ 通路等は凍結防止対策(融雪剤、砂の散布等)を講ずること
- ・ 屋外や屋外に通じる階段にはすべり止めを設けること
- ・ 服やズボンのポケットに手を入れたまま歩行しないこと。また、両手に物を持って歩行しないこと
- ・ 初めて北海道の冬を経験する者に対して、安全教育を行うこと

《災害事例》26歳・男性

店舗の外の倉庫にごみを出しに行く途中、凍結路面で足をすべらせ転倒。(足首骨折で休業3か月)

動作の反動、無理な動作災害(腰痛)防止対策

物を持ちたり、運搬中に多発しており、中腰で持ち上げたり、運搬中の無理な姿勢が原因となっています。

物を持ち上げる場合は「膝型」を守り、重量制限や機械運搬の活用をしましょう。

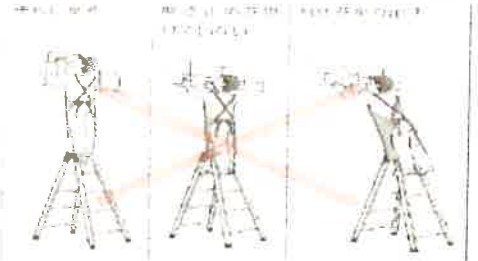
《災害事例》35歳・男性

冷蔵庫内の飲料が入った箱を軽いと判断し一気に持ち上げて腰を痛めた。(急性腰痛で休業3か月)

墜落・転落災害防止対策

脚立・はしご・踏み台等の用具を使用中や荷上げ等からの転落が多発しています。

長さの不適切なはしごや、不安定な踏み台の使用が原因です。安全な昇降装置や、踏み台を使用しましょう。



《災害事例》58歳・男性

売り場で脚立の上段で作業中、後方に墜落した。(死亡)

切れ・こすれ、はさまれ・巻き込まれ災害防止対策

店舗の食品加工場においてスライサー機や包丁によるものが多く、物の鋭角部による災害もみられます。

回転刃等を内蔵している機械は、手(指)が入らない方策や、刃工具類は手袋を使用しましょう。

人力運搬機(ロールボックスパレット、台車等)と他の物との間に手足等を挟まれる、また、ロールボックスパレット等のキャスターが引っ掛かって転倒することのないよう、通路の整理整頓を行きましょう。

《災害事例》61歳・女性

スライサーでパンをカット中、パンのみみの部分を取る際に右中指が刃に当たった。(休業3か月)

交通労働災害防止対策

交通事故は、車やバイクでの配達中に多く発生し、主な原因は交通ルールの不履行や悪路での減速不履行等となっています。

安全な走行計画の作成と交通労働災害防止担当者による教育を行きましょう。



《災害事例》25歳・男性

バイクで配達中、右折のため停止中に後続車両に追突された。(死亡)

<職場での労働災害防止対策とその効果>



4S・KY・見える化
安全活動



安全の種族口役
安全推進者



安全教育と意識啓発

「効率的な運用・管理」

整理整頓によって荷物の運搬や積み替え作業の効率化にもつながります。

「サービスレベルの向上」

顧客・利用者の安全、快適さの向上にもつながります。

「他法令の順守」

食品衛生法など、他法令上の順守にもつながります。

安全活動ってなんですか？

安全活動には、「4S活動」、「KY活動」、危険の「見える化」などがあります。

1 「4S活動」を取り組みましょう

「4S活動」とは、労働災害の原因を取り除くことで、4Sは整理・整頓・清掃・清潔の頭文字です。

「整理」「整頓」「清掃」「清潔」を日常的に行うのが4S活動です。

4S活動は、労働災害防止だけではなく、作業の効率化にも効果があります。

(「躰(しつけ)」を加えて、5S活動とする場合もあります。)

整理・・・必要な物と不必要な物に分けて、不要な物を処分すること

整頓・・・必要な物をすぐ取り出せるように、分かりやすく安全な状態で配置すること

清掃・・・作業する場所や身の回りのほか、廊下や共有スペースのゴミや汚れを取り除くこと

清潔・・・職場や機械、用具などのゴミをきれいに取って清掃した状態を続けること、作業員自身も身体、服装、身の回りを汚れない状態にしておくこと



かたづけ！ 分別！



2 「KY活動」を取り組みましょう

「KY活動」とは、潜んでいる危険を見つけることで、Kは危険、Yは予知の頭文字です。

ついウっかり・ボンヤリする、近道や省略などの横着をする、このような人の行動特性が誤った動作などの不安全な行動（ヒューマンエラー）をもたらし、事故や災害の原因となります。

こうした事故や災害を防止するため、仕事を始める前にどんな危険が潜んでいるか、「これは危ない」という危険な箇所について確認し合います。

そして、対策を決め、行動目標や指差し呼称項目を設定し、一人ひとりが「指差し呼称」で安全を先取りしながら業務を進めます。

このプロセスを、「KY活動」と呼びます。



3 危険の「見える化」を取り組みましょう

危険の「見える化」とは、職場の危険を従業員全員で共有するために可視化(=見える化)することです。

KY活動で見つけた危険なポイントに、ステッカーなどを貼りつけることで、注意を喚起します。墜落や衝突などのおそれがある箇所が分かっているならば、慎重に行動することができます。

「チェック！」してみよう！



《ステッカーの例》



《見える化の例》

チェック項目		☑
1	安全推進者を選任していますか？	<input type="checkbox"/>
2	職場内で「4S活動」を実施していますか？	<input type="checkbox"/>
3	職場内で「KY活動」を実施していますか？	<input type="checkbox"/>
4	危険の「見える化」を実施していますか？	<input type="checkbox"/>
5	従業員への安全教育・研修は行っていますか？	<input type="checkbox"/>
6	朝礼や夕礼で安全意識の啓発を行っていますか？	<input type="checkbox"/>
7	事業場のトップが安全パトロールを行っていますか？	<input type="checkbox"/>

※リーフレットは北海道労働局のホームページからダウンロード出来ます。
 ホーム>各種法令・制度・手続き>安全衛生関係>安全関係>労働災害防止について
 >その他労働災害防止

見える化で作業の安全を！

厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署
(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会

小売業における労働災害の現状

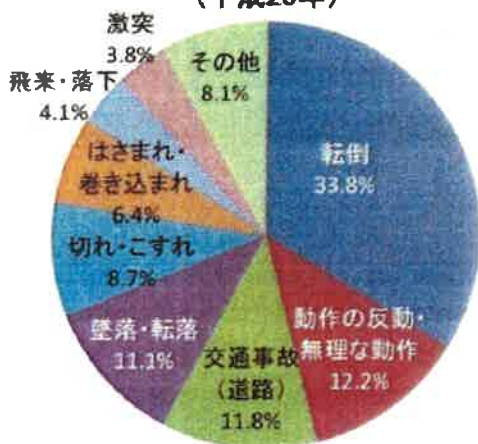


- 労働災害の約1割が小売業で発生しています。その占める割合は徐々に増加しています。
- 製造業、建設業での労働災害は減少傾向にありますが、小売業の労働災害件数は横ばいから増加傾向がみられます。さらに平成26年の労働災害速報（平成26年7月）で、死傷者数が前年比7.8%と大幅な増加となったことから、8月に厚生労働省から労働災害防止対策の緊急要請が行われ、取組みの強化が求められています。
- 小売業での労働災害（休業4日以上）の類型は次のとおりです
 - ①「転倒（つまずき、すべり）」が3割以上（33.8%）
 - ②「動作の反動・無理な動作（腰痛など）」（12.2%）
 - ③「交通事故（道路）」（11.8%）
 - ④「墜落・転落」（11.1%）
 - ⑤「切れ・こすれ」（8.7%）

ある小売業の企業が各店舗の労働災害（不休災害を含む。）を調査したところ、次のように過半数が手等の「切れ・こすれ」でした。

- ・包丁で切る
- ・スライサーで切る
- ・カッターナイフで切る

小売業の労働災害の型別発生状況
(平成25年)



【転倒災害】2階バックルームで段ボールを持って移動中、什器に足を引っ掛け転倒した。

【無理な動作】たまご位入り10kg箱を棚に補充している際に急性腰痛症になった。

【墜落・転落】陳列什器最上段の商品を下ろそうと脚立上で作業中バランスを崩して転落した。

【切れ・こすれ】パン生地製造機械の刃の清掃中に親指の付け根を切った。

(労働者死傷病報告より)

「見える」安全活動のすすめ

職場に潜む危険などは、視覚的に捉えられないものが数多くあります。それらを可視化（見える化）することで、より効果的な安全活動を行うことができます。これを「見える」安全活動と言います。

「見える化」は、危険認識や作業上の注意喚起を分かりやすく知らせることができ、また、一般の労働者も参加しやすいなど、安全確保のための有効なツールです。次頁以降に見える化の具体的な取組み方法について、新たなツールも含め紹介しています。職場の危険を「見える化」し、安全確保に努めましょう。

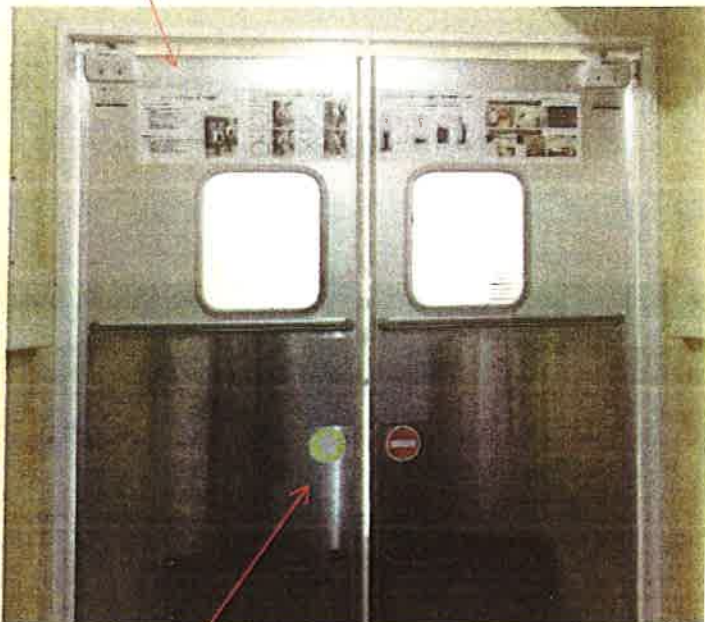
「見える」安全活動の事例

「見える化」は、危険認識や作業上の注意喚起を、視覚に訴えることで分かりやすく知らせることができ、また、一般の従業員も参加しやすいなど、安全確保のための有効なツールです。

以下に、「見える化」の好事例を紹介しますので、参考として取り組みましょう。上の2例は食品スーパーでの事例です。その他は製造業でのものですが、参考として紹介しています。

なお、厚生労働省では、見える安全活動をすすめるため、「見える安全活動コンクール」で事業場での見える安全活動の事例を募集し、優秀事例を紹介しています（厚生労働省HPで見ることができます。）。

店内へ出た時の注意事項を掲示



店内へのスイングドアに出入りの方向を表示。



水濡れ注意表示(表示をしてモップ等を取りに行く。)



台車停止ゾーンの明確化

パティション脚の置き防止の為注意喚起の黄色テープを貼付け



台車置き場の明確化(区画線のテープ貼付け)



通路に出る時の衝突防止の確認ミラーを設置



作業中作業エリアを示すカラーコーン

(「見える化」の好事例の紹介)

「危険マップ」で危険の見える化を！

＜危険マップの活用方法＞

危険マップとは、職場の平面図等に労働災害発生の危険のおそれのある箇所を明示して、注意を喚起するためのものです。

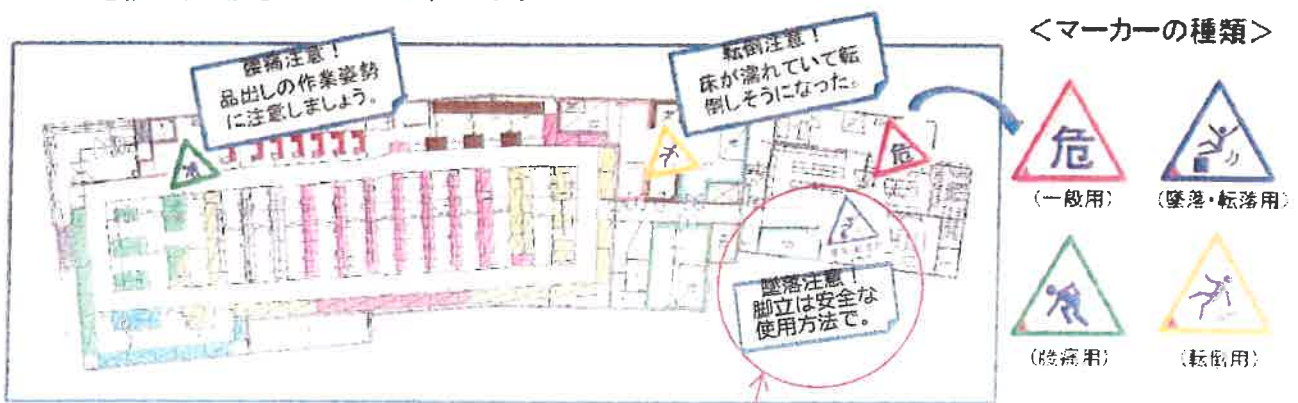
危険マップを使った安全対策は次の手順で行います。

- ① 職場の平面図など（職場マップ）を用意します。ない場合は新たに作成をします。
- ② 職場内の危険な箇所や危険な作業について、従業員の参加のもとで洗い出しをします。この場合、次のような箇所や作業が参考になります。
 - ・過去に災害が発生した箇所
 - ・ヒヤリ・ハット事例の多い箇所
 - ・危険予知活動で注意が必要とされた箇所
 - ・リスクアセスメントで作業場の注意が必要とされた箇所や作業
- ③ 危険を回避するために、従業員が注意をしなければならないこと、守らなければならないことを、全員参加で検討します。
- ④ 職場マップに危険箇所を明示し、危険マップを作成します。この場合、危険箇所をわかりやすく示すための「マーカー」を貼り付けると、危険箇所がより分かりやすくなります。
- ⑤ また、危険箇所について遵守すべき事項等のコメントも記載します。検討段階では貼り替えが容易な付箋紙等を使うと便利です。
- ⑥ 作成した危険マップは、従業員が集まる休憩室等に掲示し、注意喚起や安全意識を高めるようにします。



（墜落危険を示すステッカーを現場に貼り注意喚起）

＜危険マップ及びマーカーのイメージ＞



（脚立による墜落危険を示すマーカーを、職場の図面に貼り、注意内容の付箋を貼る。）

「危険ステッカー」で危険の見える化を！

危険箇所等に貼り付ける、危険箇所と危険内容を警告する「危険ステッカー」は下の図のようなものです。使用方法は、次のとおりです。

① 危険箇所の確認と危険への対処の検討

危険マップで危険とされた箇所や職場の安全についての話し合いで危険とされた作業や箇所について、どのように危険に対処したらよいかを検討します。

② 危険ステッカーのコメント作成

危険ステッカーのコメント欄に、危険の内容、危険への注意事項、安全のため守るべきことなどを記入します。下のステッカーの絵にコメントの例を記入しています。

③ 危険ステッカーの掲示

危険マップで危険箇所とされた実際の作業の現場に掲示します。作業場所に掲示できない場合は、コメント欄に場所と注意事項等を記入し、事務室や休憩室等従業員が集まる場所に掲示して注意を喚起する方法もあります。

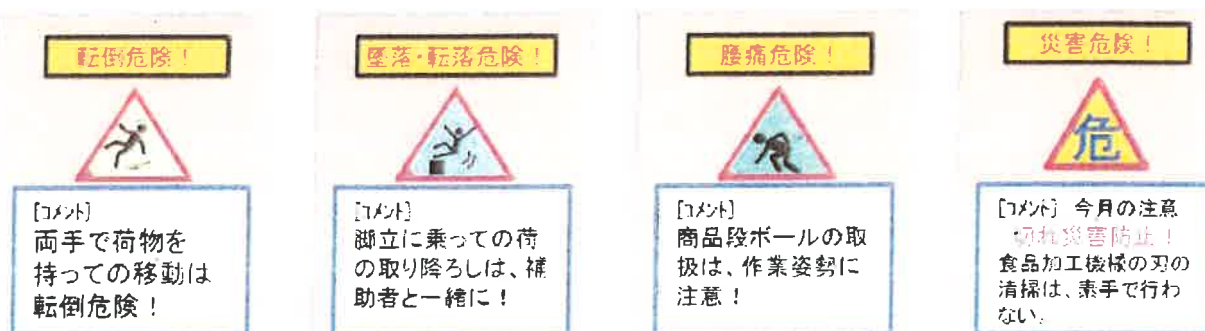
④ 様々な利用方法

- ・ 危険ステッカーは、場所の危険の警告だけでなく、例えば今週の安全衛生注意事項等として、話し合いで決めた注意事項や安全遵守事項などをコメント欄に記載して、事務室等に 掲示して注意喚起する利用方法もあります。
- ・ 危険ステッカーは、危険の種類ごとに作成してありますが、その他の危険については、「危」と書かれたステッカーを使います。

⑤ 危険ステッカー及びマーカーの入手方法

危険ステッカー及びマーカーは印刷したものを配布していますが、さらに必要な場合は次のホームページから入手できます。

(一社) 日本労働安全衛生コンサート会 <http://www.jashcon.or.jp/contents/>



労働災害による死亡者数を20%、死傷者数を15%以上減少させるために!

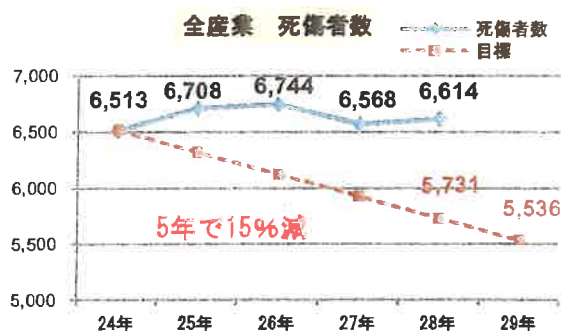
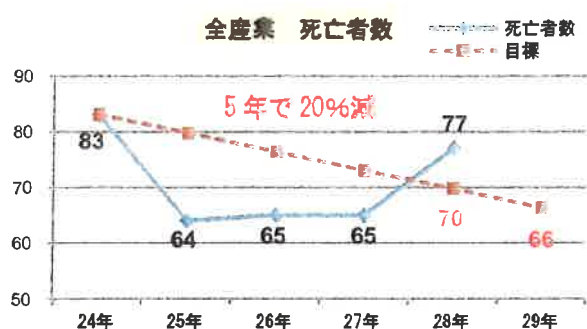
(第12次労働災害防止計画の最終年に向けて)

北海道労働局 労働基準部 安全課

北海道労働局では、第12次労働災害防止計画(平成25年度～29年度)に基づき、計画期間の5年間で、死亡者数を20%以上、休業4日以上死傷者数を15%以上減少させる取組を進めています。

現状では、平成28年の死亡者数は、平成24年と比べ7.2%(6人)減少しておりますが、平成25年以降、60人台半ばであったものから、4年ぶりに70人台となり、死傷者数は6,000人台半ばで一進一退を繰り返しております。

このため、第12次労働災害防止計画の最終年度(平成29年度)の北海道労働局における取組内容を、北海道内の各事業場・団体にお知らせし、一層の労働災害防止に取り組んで戴くことを目的として、本リーフレットを作成しました。



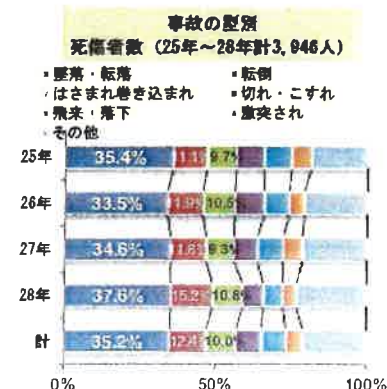
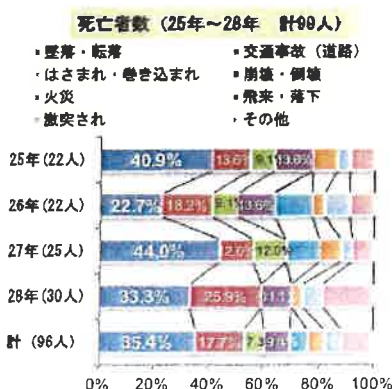
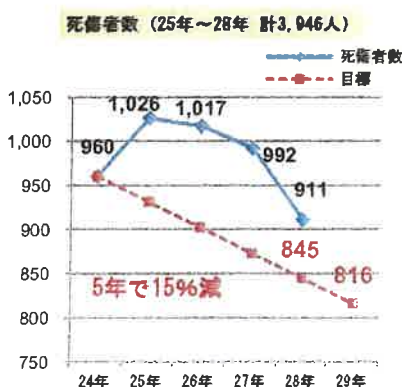
1 業種別の取組事項

(1) 建設業

[現状]

4年間の合計をみますと、死亡者数、死傷者数ともに、「墜落・転落」によるものが、死亡者数の35.4%、死傷者数35.2%と最も多く、その内、足場等からが5割、はしご・脚立等からが3割、車両等からが1割となっています。

ここ数年は、足場以外からの墜落による災害が増加しているほか、建設機械等との接触、クレーン等の転倒による災害も多く発生しています。



[取組]

① 墜落・転落災害防止対策

- ア 総括安全衛生管理、新規入場者教育、職長教育等の徹底
- イ 元方事業者の店社による安全管理の実施
- ウ 足場及び足場以外(屋根・はり、建築物、はしご・脚立等)からの墜落・転落防止措置の徹底
- エ 「足場からの墜落・転落防止総合推進要綱」に基づく足場からの墜落・転落防止措置の徹底
- オ ロープ高所作業に係る安全対策の履行の徹底、ハーネス型安全帯の普及促進
- カ 木造家屋等低層住宅建築工事における親綱の設置、はしご使用時における安全ブロックの設置等の普及促進

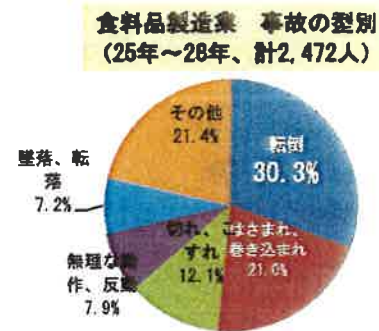
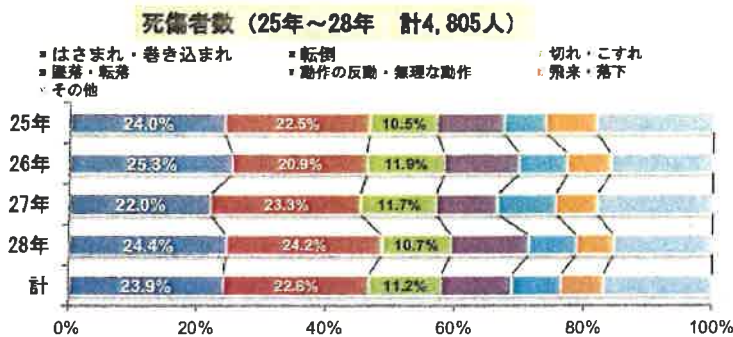
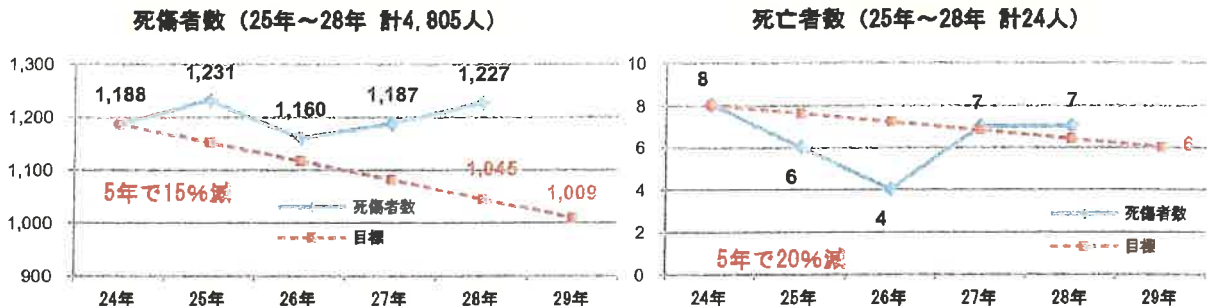
- ② 建設機械・クレーン災害防止対策、土砂崩壊災害防止対策
- ③ 災害が増加する4月～6月の建設工事着工期、7月～9月の建設工事最盛期、10月～12月の建設工事追い込み期における、各期の特徴に応じた労働災害防止対策についての取組。特に5月25日から31日まで、10月25日から31日までを「建設安全の日」とし、それぞれの取組における対策の徹底の促進を図る。

(2) 製造業

[現 状]

死傷災害は、「はさまれ・巻き込まれ」によるものが最も多く発生し、この内、機械災害（食品加工用機械及び一般動力機械、金属・木材加工用機械等にかかる災害）が半数を占めています。

製造業における死傷災害のうち半数以上（51.4%）を占める食料品製造業については、転倒の比率が30.3%と特に高くなっている。



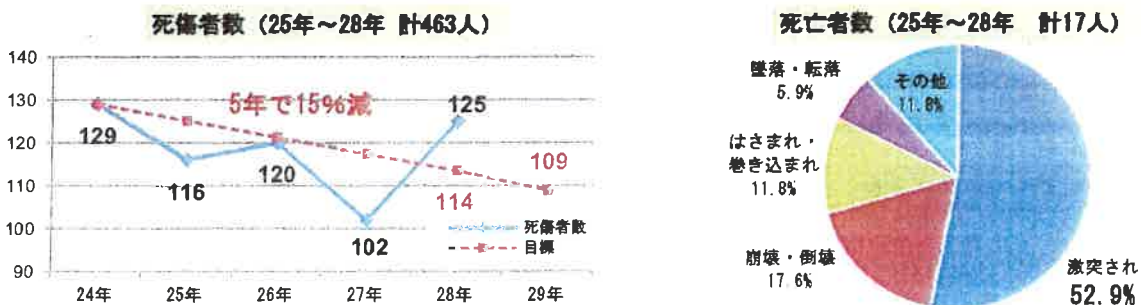
[取 組]

- ① 機械災害への安全対策の徹底
- ② 転倒災害防止対策の推進
- ③ パート・派遣労働者等の非正規労働者に対する雇入時の安全衛生教育の確実な実施

(3) 林業

[現 状]

死傷者数は減少傾向にあります。しかし、死亡者数は減少しておらず、伐木作業中の発生が約3/4を占めています。特に、かかり木に激突されるものが増えてきています。



[取 組]

- 伐木作業における基本的な安全対策
 - ア 労働安全衛生規則第477条に基づく措置の確実な実施
 - イ 「かかり木の処理の作業におけるガイドライン」に沿った安全作業の徹底
 - ウ 「チェーンソーによる伐木作業等作業の安全に関するガイドライン」に沿った安全作業の徹底

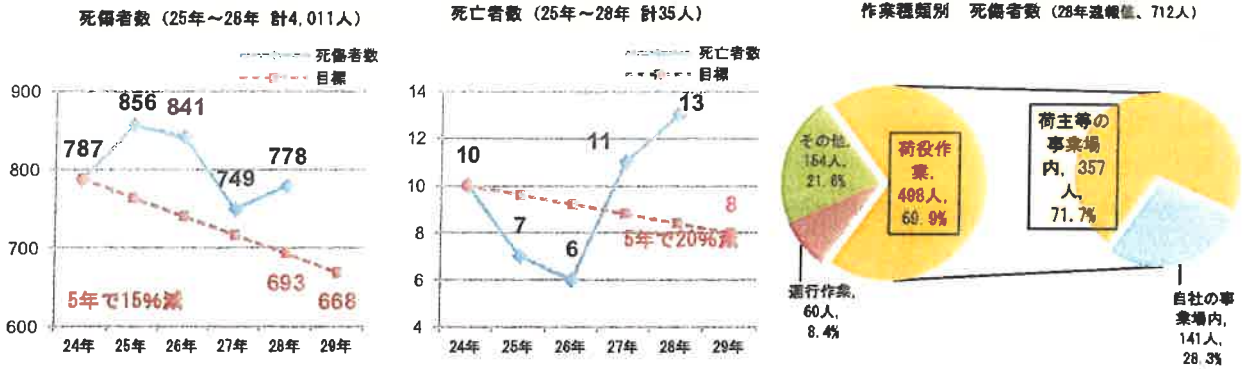
(4) 陸上貨物運送事業

[現状]

作業種類別の災害発生率は、荷役作業中が69.9%、運行作業中（交通労働災害）が8.4%と続いています。また、荷役作業中の死傷者数の71.7%が荷主等の事業場内で発生しており、「墜落・転落」、「転倒」、「はさまれ・巻き込まれ（フォークリフト等）」、「動作の反動・無理な動作」によるものが増えております。

死亡者数のうち、運行作業（交通労働災害）によるものは、25年1人、26年3人、27年4人、平成28年11人です。

なお、全国的には荷役作業における死亡災害の大半を5大災害（①墜落・転落、②荷崩れ、③フォークリフト使用時の事故、④無人暴走、⑤トラック後退時の事故）が占めています。



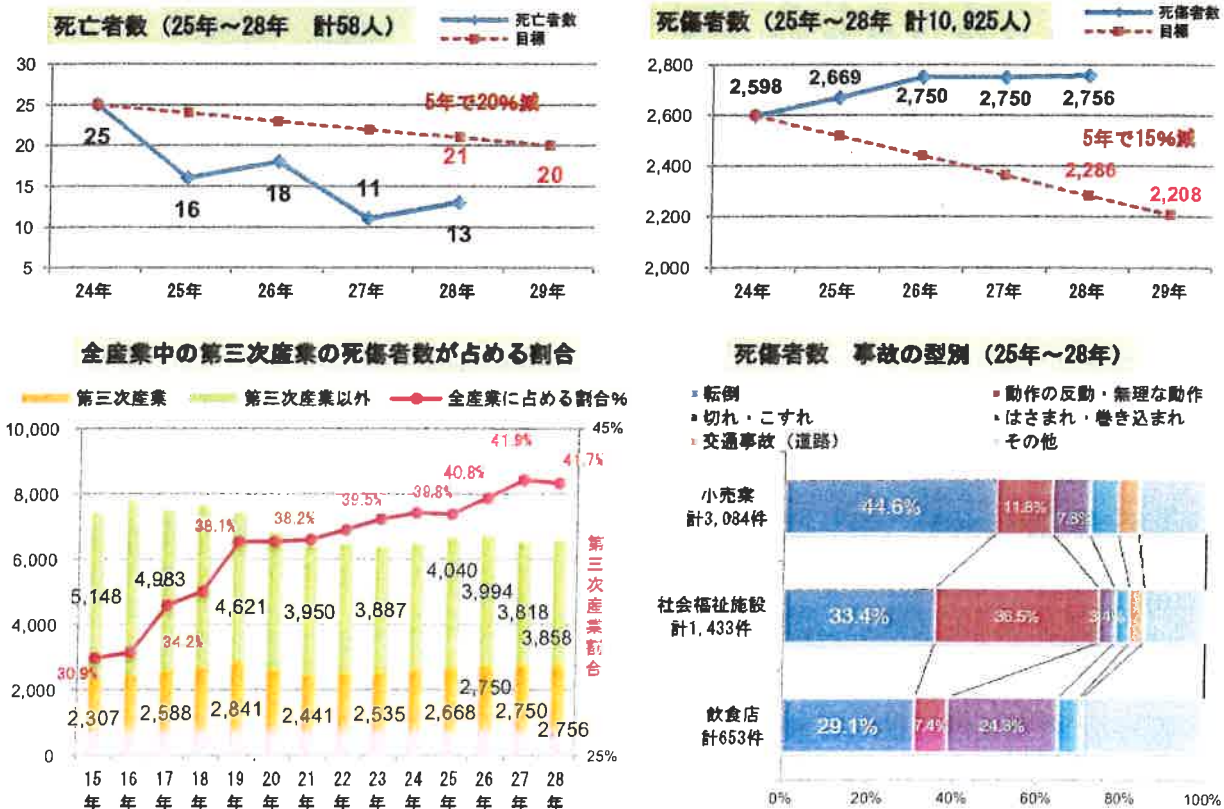
[取組]

- ① 「荷役作業安全ガイドライン」に基づいた安全作業の徹底
ア 安全衛生教育の実施 イ 安全作業連絡書の活用 ウ 安全衛生協議組織の設置
- ② 「荷役作業場所のチェックリスト」の活用
- ③ 交通労働災害防止の徹底

(5) 第三次産業

[現状]

死亡災害は減少していますが、死傷者数は増加傾向にあります。事故の型別では転倒、動作の反動・無理な動作（主に腰痛）、によるものが多く、特に小売業においては発生件数の44.6%が転倒災害です。



[取組]

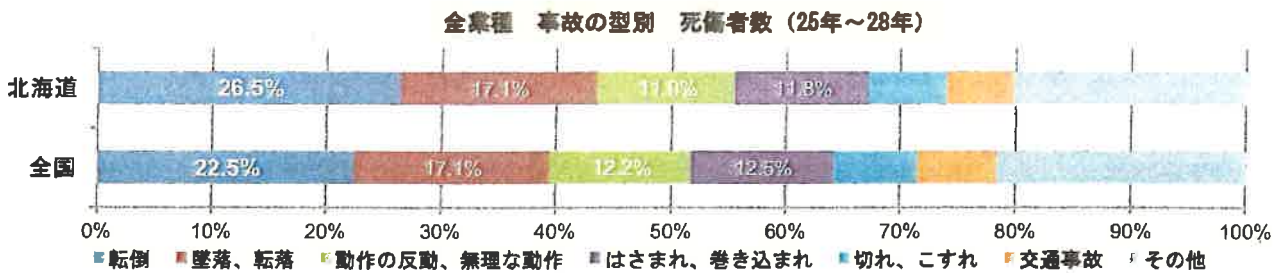
- ① 安全衛生管理体制の整備（ガイドラインに基づく安全推進者の選任等）
- ② 安全衛生教育による、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、危険予知活動等の促進
- ③ パート・派遣労働者等の非正規労働者に対する、雇入時の安全衛生教育の確実な実施
- ④ 転倒災害防止対策の推進
- ⑤ 腰痛災害が多発している社会福祉施設における腰痛予防対策の推進

2 転倒災害防止（全業種共通の重点取組事項）

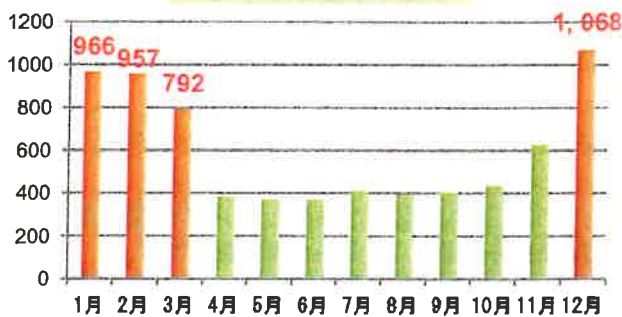
[現 状]

全死傷者数のうち、転倒災害の割合は26.5%であり、全国における発生割合よりも高くなっている。これは、12月から3月の冬季間における発生が52.6%を占めていることから、冬季の積雪、路面等の凍結による影響が大きいと考えられる。

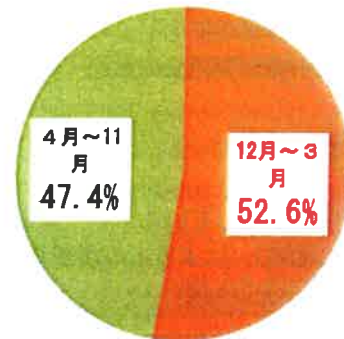
転倒による死亡者数は25年～28年の4年間で4人である。



全業種 死傷者数 月別
（25年～28年、計7,189人）



全業種 死傷者数 月別（25年～28年）



[取組]

- 「STOP！転倒災害プロジェクト」、「北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動（12月～3月）」の取組
 - ア 4S活動（整理・整頓・清掃・清潔）の推進等による、職場環境の改善
 - イ 転倒しにくい作業方法の確立、作業に適した靴の着用、転倒しないための靴選び
 - ウ 事業場敷地内、駐車場、出入口、通勤経路等の滑り易い場所の確認と労働者への周知。通路等への凍結防止対策（融雪剤、砂の散布等）、屋外や屋外に通じる階段へのすべり止めの設置等

厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」には、「交通労働災害の現状と防止対策」「STOP！転倒災害プロジェクト」「安全衛生優良企業公表制度」「第12次労働災害防止計画」「あんぜんプロジェクト」等の安全活動に役に立つ資料を掲載していますので、ご活用ください。

北海道労働局のホームページにも、労働災害防止に関するリーフレットを掲載していますので、ご活用ください。

【掲載場所】

北海道労働局ホームページ > 各種法令・制度・手続き > 安全衛生関係 > 安全関係 > 労働災害防止について

(H29.4改)

平成28年 業種別労働災害発生状況

(平成28年確定版)

室蘭労働基準監督署

区分 業種別	平成28年			平成27年			対前年		業種割合	平成26年			
	死亡 []内は 転倒災害	休業 []内は 転倒災害	合計 []内は 転倒災害	死亡 []内は 転倒災害	休業 []内は 転倒災害	合計 []内は 転倒災害	増減数	増減率		死亡	休業	合計	
全産業合計	5	195 [65]	200 [65]		197 [48]	197 [48]	3	1.5	100.0	2	193	195	
製造業		28 [5]	28 [5]		39 [8]	39 [8]	-11	-28.2	14.0		32	32	
食料品		10 [3]	10 [3]		13 [5]	13 [5]	-3	-23.1	5.0		8	8	
木材木製品		1	1				1	-	0.5		1	1	
窯業・土石		2	2		2	2			1.0		4	4	
鉄鋼業		5	5		7 [1]	7 [1]	-2	-28.6	2.5		5	5	
金属・機械		3 [1]	3 [1]		7 [2]	7 [2]	-4	-57.1	1.5		6	6	
輸送用機械		1	1		3	3	-2	-66.7	0.5		4	4	
その他の製造業		6 [1]	6 [1]		7	7	-1	-14.3	3.0		4	4	
鉱業・土石採取業					2	2	-2	-100.0			1	1	
建設業	4	31 [6]	35 [6]		35 [4]	35 [4]			17.5		33	33	
土木工事業	2	10 [3]	12 [3]		11 [2]	11 [2]	1	9.1	6.0		6	6	
建築工事業	1	14 [2]	15 [2]		15 [2]	15 [2]			7.5		14	14	
木造建築業		4 [1]	4 [1]		6	6	-2	-33.3	2.0		7	7	
その他の建設業	1	3	4		3	3	1	33.3	2.0		6	6	
道路貨物運送業		16 [2]	16 [2]		12 [5]	12 [5]	4	33.3	8.0		17	17	
その他の運輸業		2 [1]	2 [1]		2 [1]	2 [1]			1.0		6	6	
陸上貨物取扱業					1	1	-1	-100.0					
港湾荷役業								-					
林業		1	1		1	1			0.5		1	1	
漁業		1	1		1	1			0.5		1	1	
卸売・小売業		28 [14]	28 [14]		33 [9]	33 [9]	-5	-15.2	14.0		30	30	
社会福祉施設		20 [10]	20 [10]		15 [5]	15 [5]	5	33.3	10.0		13	13	
旅館業		11 [7]	11 [7]		10 [5]	10 [5]	1	10.0	5.5		12	12	
清掃業		12 [6]	12 [6]		13 [2]	13 [2]	-1	-7.7	6.0		11	11	
上記以外の事業	1	45 [14]	46 [14]		33 [9]	33 [9]	13	39.4	23.0		2	36	38

本統計は、労働者死傷病報告(休業4日以上)により集計したもので、[]内の数字は、転倒災害の件数で内数です。
 本統計は、速報値であり後日修正されることがあります。
 本統計は、北海道労働局ホームページからダウンロードできます。



- 災害発生件数が200件を超えたのは、平成25年以来3年ぶりです。
- 死亡災害について、全業種で年5件以上の死亡災害の発生は、平成25年以来3年ぶりです。
 建設業で年4件以上の死亡災害の発生は、平成14年以来14年ぶりです。

平成26年～平成28年 小売業災害統計(室蘭署)

○事故型起因物別災害統計

事故の型	起因物														合計			
	食品加工用機械	その他の一般動力機械	フォークリフト	乗用車、バス、バイク	その他の圧力容器	人力運搬機	手工具	はしこ等	その他の用具	その他の装置、設備	階段、棧橋	通路	建築物、構築物	荷姿の物		その他の環境等	その他の起因物	起因物なし
墜落、転落								3	1	2			2					8
転倒							1			1	3	21	2		9	2		39
激突										1	1			1				3
飛来、落下						1				1								2
激突され		1		1		2				1				1	1			7
はさまれ、巻き込まれ	2			1												1		4
切れ、こすれ	1						4											5
高温・低温の物との接触					1													1
交通事故(道路)				7														7
交通事故(その他)																1		1
動作の反動、無理な動作											1	1		1			4	7
その他																	1	1
合計	3	1	0	9	1	3	5	3	0	5	7	22	4	3	10	4	5	85

○休業程度起因物別災害統計

被災の程度	起因物														合計			
	食品加工用機械	その他の一般動力機械	フォークリフト	乗用車、バス、バイク	その他の圧力容器	人力運搬機	手工具	はしこ等	その他の用具	その他の装置、設備	階段、棧橋	通路	建築物、構築物	荷姿の物		その他の環境等	その他の起因物	起因物なし
2週間未満	2						2	1		2	1	5			1	2	1	17
2週間以上1か月未満		1		4		1	3	1		1	3	6	1	1			3	25
1か月以上2か月未満					1	1					2	2	3	2	3		1	15
2か月以上3か月未満				2		1				2	1	2			1	1		10
3か月以上	1			3				1				7			5	1		18
死亡																		0
合計	3	1	0	9	1	3	5	3	0	5	7	22	4	3	10	4	5	85

○休業程度事故型別災害統計

被災の程度	事故の型											合計	
	墜落、転落	転倒	激突	飛来、落下	激突され	はさまれ、巻き込まれ	切れ、こすれ	高温・低温の物との接触	交通事故(道路)	交通事故(その他)	動作の反動、無理な動作		その他
2週間未満	1	8	1		1	1	3			1	1		17
2週間以上1か月未満	3	9		1	2		2		4		4		25
1か月以上2か月未満	2	6	2	1	1		1			1	1		15
2か月以上3か月未満	1	5			1	1			2				10
3か月以上	1	11			2	2			1		1		18
死亡													0
合計	8	39	3	2	7	4	5	1	7	1	7	1	85

○年別災害統計

平成26年	29
平成27年	30
平成28年	26

平成29年 業種別労働災害発生状況

(平成29年7月末現在)

室蘭労働基準監督署

区分 業種別	平成29年			平成28年同期			対前年		業種割合	平成28年確定値		
	死亡 []内は 転倒災害	休業 []内は 転倒災害	合計 []内は 転倒災害	死亡 []内は 転倒災害	休業 []内は 転倒災害	合計 []内は 転倒災害	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計	4	106 [44]	110 [44]		83 [31]	83 [31]	27	32.5	100.0	5	195	200
製造業	1	20 [4]	21 [4]		13 [4]	13 [4]	8	61.5	19.1		28	28
食料品		4 [3]	4 [3]		5 [2]	5 [2]	-1	-20.0	3.6		10	10
木材木製品		1	1		1	1			0.9		1	1
窯業・土石		2	2		1	1	1	100.0	1.8		2	2
鉄鋼業	1	3	4		2	2	2	100.0	3.6		5	5
金属・機械		3	3		2 [1]	2 [1]	1	50.0	2.7		3	3
輸送用機械		2	2				2	-	1.8		1	1
その他の製造業		5 [1]	5 [1]		2 [1]	2 [1]	3	150.0	4.5		6	6
鉱業・土石採取業								-				
建設業	1	12 [3]	13 [3]		10	10	3	30.0	11.8	4	31	35
土木工事業	1	4 [1]	5 [1]		2	2	3	150.0	4.5	2	10	12
建築工事業		7 [2]	7 [2]		7	7			6.4	1	14	15
木造建築業		1	1				1	-	0.9		4	4
その他の建設業					1	1	-1	-100.0		1	3	4
道路貨物運送業	1	12 [3]	13 [3]		8 [1]	8 [1]	5	62.5	11.8		16	16
その他の運輸業		5 [1]	5 [1]		1 [1]	1 [1]	4	400.0	4.5		2	2
陸上貨物取扱業								-				
港湾運送業								-				
林業	1		1		1	1			0.9		1	1
漁業								-			1	1
卸売・小売業		17 [10]	17 [10]		13 [8]	13 [8]	4	30.8	15.5		28	28
社会福祉施設		9 [5]	9 [5]		6 [4]	6 [4]	3	50.0	8.2		20	20
旅館業		5 [4]	5 [4]		5 [3]	5 [3]			4.5		11	11
清掃業		6 [4]	6 [4]		8 [3]	8 [3]	-2	-25.0	5.5		12	12
上記以外の事業		20 [10]	20 [10]		18 [7]	18 [7]	2	11.1	18.2	1	45	46

本統計は、労働者死傷病報告(休業4日以上)により集計したもので、[]内の数字は、転倒災害の件数で内数です。

本統計は、速報値であり後日修正されることがあります。

本統計は、北海道労働局ホームページからダウンロードできます。

○労働災害増加中！

平成29年7月末現在において、対前年と比べて**27件(32.5%)増加**しております。
労働災害全体の4割が転倒による災害となっており、特に第三次産業(「卸売・小売業」から「上記以外の事業」)では、転倒災害全体(44件)の約8割(33件)を占めています。
「STOP！転倒災害プロジェクト」を推進し、チェックリストを活用した総点検を行い、職場環境の改善を図ってください。

○「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、重点的な取組を進めましょう。
キャンペーン期間：平成29年5月から9月まで。



平成29年7月末 死亡労働災害事例

発生月	時刻	業種	事故の型	起因物	災害の状況
1	11時台	道路貨物 運送業	交通事故	トラック	被災者は、トレーラーの積み荷を下ろした後、国道を走行していた際、路面が凍結していたため、スリップして対向車線にはみ出し、対向車線を走行していたトレーラーに正面衝突したもの。 相手方のトレーラーの運転手も膝や肩等を骨折する重傷。
2	9時台	鉄鋼業	有害物との 接触	有害物	被災者は、製鋼製造工程で発生するダストの無害化処理を行うため、薬品を使用し、作業していたところ、何らかの理由により、別の薬品が混ざり、発生した硫化水素にばく露され、硫化水素中毒(疑い)になり、死亡したもの。
4	13時台	林業	激突され	立木等	被災者は、木を伐倒した後、退避していたところ、伐倒した木が跳ねて退避していた被災者に激突し死亡したもの。 なお、伐倒した木(樹高約25メートル)の下敷きになっているところを発見されたもの。
4	14時台	建設業	崩壊、 倒壊	立木等	被災者は、伐倒する木(樹高約7メートル)にチェーンソーで切り込みを入れた後、木にかけていたワイヤーロープで引いて倒す予定であったため、引く方向とは別の方向に退避していたところ、木がミシミシと音を立てて被災者側に倒壊し接触。外傷性ショックにより死亡したもの。

平成28年 死亡労働災害事例

発生月	時刻	業種	事故の型	起因物	災害の状況
8	12時台	教育・研究業	墜落・転落	屋根	台風10号の影響により、屋根の一部が剥がれていたため、状況を確認しようと屋根上に上がり移動していたところ、屋根のスレート板を踏み抜き墜落した。頭部を強く打ちつけ、意識不明となっていたが、平成28年9月に死亡したものの。
9	13時台	建設業	激突され	移動式クレーン	被災者は、浮きクレーンのブームを定位置に置くため、船上でフックを仮置きする作業を行っていた。 フックの向きを変えるため、浮きクレーンのブームを下げた際、クレーンの下部に固定していた補巻用のワイヤーロープが緊張し、ワイヤーロープの取付金具が破断。 その反動でワイヤーロープが約30メートル先のフック付近にいた被災者の頭部に当たり、死亡したものの。
11	11時台	建設業	墜落・転落	移動式クレーン	急斜面の維持管理工事において、斜面上で伐木した樹木を移動式クレーンでつり上げ、地上に降ろす作業を行っていた。 被災者は、移動式クレーンでつり上げられた搬器に搭乗し、地上にいる者に合図していたところ、高さ約13メートルから搬器と共に落下し、死亡したものの。
12	10時台	建設業	墜落・転落	車両（解体用建設機械）	4階建RC造の解体工事において、被災者は屋根上で解体作業を行っていた。 解体した屋根材を集め、それを解体用つかみ機を使用して地上に降ろしていたとき、屋根上で作業をしていた被害者が約12メートル下の地上に墜落し、死亡したものの。 被害者が安全帯を取り付けていたロープが解体用つかみ機のバケットに引っ掛かったことにより、被災者がバランスを崩したものと推定される。
12	8時台	建設業	墜落・転落	足場	被災者は、タンク内に組まれた足場上で、塗装の準備作業として内壁の結露を拭き取る作業を行っていたところ、足場中心にあった開口部からバランスを崩して約14メートル下のタンク底部に墜落した。 開口部には、手すり等が設けられておらず、被災者は安全帯を着用していなかった。